

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行

一 許可番号

令和三年二月十五日

指令川建セ第〇二〇〇六二二号

二 検査済証番号

令和三年三月五日

川建セ第〇二〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字用土字森南百三十三番一の一部（一工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字用土百三十三番地一

社会福祉法人 俊仁会 理事長 井上 昌俊